

# 「パウロの森くらぶ」規約

## 第1条(名称)

本会は、「パウロの森くらぶ」と称する。

## 第2条(目的)

- (1)本会は、パウロの森を聖パウロ学園高等学校と協働で整備し、森林環境教育の場として活動する。
- (2)モデル学校林としてのパウロの森を、聖パウロ学園高等学校の関係者はもとより、一般の住民や子供たちの自然体験の学習や遊びの場として活用する。
- (3)本会は、旧来里山であったパウロの森を、自然豊かな美しい森・美しい雑木林に復元し、将来に残すために活動する。
- (4)本会は、パウロの森の活動を通して、人材を育成し会員間の研鑽・親睦を図る。

## 第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成させるため次の事業を行う。

- (1)森林環境教育のためのプログラムを立案・研鑽・実行する。
- (2)パウロの森を開拓整備し、生物の多様性ある森づくりをする。
- (3)会員の技術と知識の向上を図る。
- (4)その他必要と認められる事業を行う。

## 第4条(会員・賛助会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同し、活動できる人をもって会員とする。

特に、下記事項を守る事とする。

なお、本会の目的に賛同し、側面から応援できる人をもって賛助会員とする。

- (1)活動する場合は、代表又は事務局に必ず連絡する。
- (2)施業活動は、常に安全を第一とし、作業の手順、注意事項、道具の手入れ方法を守り、勝手な振る舞いをしない。
- (3)東京都社会福祉協議会のボランティア保険などに加入する。
- (4)会員は決められた期日までに会費を納める。
- (5)入会または退会は、代表の承認を得る。
- (6)賛助会員は、総会の議決権はなく、活動は行わないものとする。

## 第5条(役員)

(1)本会に次の役員を置き役員会を構成する。

代表1名、副代表2名、安全担当1名、技術担当1名、会計1名、会計監査1名、事務局  
必要な職務に応じて担当役員若干名を置く。

(2)役員は、総会に於いて選出し、役員の任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

(3)役員の職務

- ・代表は、本会を代表して会務を統括する。
- ・副代表は、代表を補佐する。
- ・安全担当は、安全を喚起指導する。
- ・技術担当は、技術を指導する。
- ・会計、会計監査は本会の会計を会計・監査する。
- ・事務局長は、本会の事務を統括する。
- ・担当役員は、必要な職務を果たす。

(4)役員会

役員会は代表が適宜招集し、その議長となる。議事は、出席役員の過半数をもってこれを決する。

(5)補佐

本会の運営をサポートするために、必要に応じて補佐を置くことができる。  
補佐は役員会において選出する。

## 第6条(総会)

- (1)通常総会は、毎年1回4月に開催する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (2)総会は、会員の1/2以上出席(委任を含む)をもって成立する。
- (3)総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

#### 第7条(会費)

本活動を維持していくために会費を徴収する。

- (1)会費は、会員が年間2,000円の一括払い、賛助会員が年間1,000円以上の一括払いとし、退会の場合は納付された会費は返却しない。
- (2)実施する事業により臨時会費を徴収することもある。
- (3)非会員は、活動などに参加する場合はその都度徴収する。

#### 第8条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日迄とする。

ただし、初年度は4月20日より翌年3月末日迄とする。

#### 第9条(事務所)

本会の事務所は代表者宅に置く。

#### 第10条(特別の決議)

下記事項は、役員会の決議を経て総会出席者の過半数の決議を必要とする。

- (1)規約の改正
- (2)会員の除名
- (3)解散

#### 付則

平成25年4月20日 制定

平成26年4月19日 改定

平成27年4月18日 改定

平成29年4月15日 改定